第１表（単独提出者・共同提出の代表者用）〔記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合に使用します。

○　寄附をした者が単独で申請書を提出する場合（寄附をした者が２人以上いる場合において、各人が別々に申請書を提出するときを含みます。）

○　同一の公益法人等に対し寄附をした者が２人以上いる場合において、寄附をした者が共同提出の代表者として申請書を提出するとき

（注）１　同一の公益法人等に財産を寄附した者が２人以上いる場合は、それらの者が共同して申請書を提出することができます。

この場合には、それらの者が代表者を選び、代表者が、申請書の第２表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類をまとめて提出することとし、代表者以外の者については、申請書の第１表＜共同提出の代表者以外の者用＞のみを提出してください。

２　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「生年月日」欄の元号は、明治は「１」、大正は「２」、昭和は「３」、平成は「４」、令和は「５」と記載してください。

２　「寄附年月日」欄は、原則として、次により記載してください。

⑴　次の⑵以外の贈与

イ　既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

ロ　法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

⑵　公益信託の信託財産とするための贈与

イ　公益信託を設定するための信託契約による財産の信託の場合には、その公益信託の認可年月日又はその信託契約の締結年月日のいずれか遅い日

ロ　既に設定されている公益信託の受託者に対する贈与（追加信託を含みます。）の場合には、その公益信託の信託行為において信託財産の受入れについて権限を有する者のその財産の受入決定年月日（その財産の受入れに当たり公益信託の変更等の認可が必要な場合は、その受入決定年月日又はその認可年月日のいずれか遅い日）

（注）　上記⑴又は⑵に掲げる日において農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供の場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。

３　「寄附の態様」欄は、次により記入してください。

⑴　次の⑵以外の贈与

法人への寄附の態様に応じて「既に設立されている法人に対する贈与」又は「法人を設立

するための財産提供」のうち該当する□にレ印を記入してください。

⑵　公益信託の信託財産とするための贈与

「公益信託の信託財産とするための贈与」の□にレ印を記入してください。この「公益信託の信託財産とするための贈与」には、公益信託を設定するための信託及び既設の公益信託への贈与（追加信託を含みます。）が含まれます。

4　「申請者」の「住所（納税地）」欄及び「財産の寄附を受けた公益法人等」の「住所又は所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。なお、申請者の納税地と住所が異なる場合は、「申請者」の「住所（納税地）」欄に納税地を記載し、欄外に住所を記載してください。

5　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

6　この表を使用する者が共同提出の代表者でない（単独で申請する）場合には、この表の共同提出の代表者以外の者の住所、氏名等を記載する欄（第１表の下部の欄）を斜線で抹消するか、又は「該当なし」と記載してください。

7　この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

第１表（共同提出の代表者以外の者用）〔記載要領等〕

《使用区分》

この表は、同一の公益法人等に対し寄附をした者が２人以上いる場合において、共同で申請書を提出する際の代表者以外の者が申請書を提出するときに使用します。

なお、この場合には、申請書の第２表から第17表、「承認申請書及び添付書類の記載事項が事実に相違ない旨の確認書」及びその他の添付書類の提出は代表者が行いますので、この申請書を提出する者は、この申請書（第１表）のみを提出先税務署に提出してください。

（注）　租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した場合で、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定するときは、「租税特別措置法第40条の規定による承認申請書を提出した者が死亡した旨の届出書」を提出してください。

《記載要領》

１　「生年月日」欄の元号は、明治は「１」、大正は「２」、昭和は「３」、平成は「４」、令和は「５」と記載してください。

２　「寄附年月日」欄は、原則として､次により記載してください。

⑴　次の⑵以外の贈与

イ　既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

ロ　法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

⑵　公益信託の信託財産とするための贈与

イ　公益信託を設定するための信託契約による財産の信託の場合には、その公益信託の認可年月日又はその信託契約の締結年月日のいずれか遅い日

ロ　既に設定されている公益信託の受託者に対する贈与（追加信託を含みます。）の場合には、その公益信託の信託行為において信託財産の受入れについて権限を有する者のその財産の受入決定年月日（その財産の受入れに当たり公益信託の変更等の認可が必要な場合は、その受入決定年月日又はその認可年月日のいずれか遅い日）

（注）　上記⑴又は⑵に掲げる日において農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供の場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。

３　「寄附の態様」欄は、次により記入してください。

⑴　次の⑵以外の贈与

法人への寄附の態様に応じて「既に設立されている法人に対する贈与」又は「法人を設立するための財産提供」のうち該当する□にレ印を記入してください。

⑵　公益信託の信託財産とするための贈与

「公益信託の信託財産とするための贈与」の□にレ印を記入してください。この「公益信託の信託財産とするための贈与」には、公益信託を設定するための信託及び既設の公益信託への贈与（追加信託を含みます。）が含まれます。

4　「申請者」の「住所（納税地）」欄及び「財産の寄附を受けた公益法人等」の「住所又は所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。なお、申請者の納税地と住所が異なる場合は、「申請者」の「住所（納税地）」欄に納税地を記載し、欄外に住所を記載してください。

5　「職業」欄には、申請者の職業を「株式会社○○取締役」のように具体的に記載してください。

6　「財産の寄附を受けた公益法人等の事業目的又は公益事務の内容、寄附した財産その他租税特別措置法施行規則第18条の19に定める事項及び添付書類」欄には、共同提出の代表者が提出する申請書第３表の種類に応じて、該当する□にレ印を記入してください。

7　「寄附財産の明細」には、土地は１筆ごとに、建物は１棟ごとに、株式は銘柄ごとに、土地、建物及び株式以外の財産は種類、細目又は所在地の異なるごとに記載してください。

　例えば、幼稚園の園具及び教具は机や椅子などの種類ごとの数量を、美術品等は１点ごとの名称及び作者名を記載します。また、この表に記載しきれないときは、「別紙のとおり」と記載し、適宜の用紙に寄附財産の明細を記載して添付してください。

8　「寄附財産の明細」の「共有持分」欄は、寄附財産が共有物である場合の、その共有持分を記載してください。

9　この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

第１表（死亡した贈与者・遺贈者用）〔記載要領等〕

《使用区分》

この表は、次の場合において、寄附をした者の相続人及び包括受遺者が申請書を提出するときに使用します。

○　寄附をした者（公益信託の信託財産とするために寄附をした者を含みます。）が申請書を提出する前に死亡した場合

○　被相続人が既に設立されている法人に財産を遺贈した場合

○　被相続人が既に設定されている公益信託に財産を遺贈（遺言による追加信託を含みます。）した場合

○　被相続人が法人を設立するために遺言により財産を提供した場合

○　被相続人が公益信託を設定するために遺言により財産を信託した場合

《記載要領》

１　「寄附年月日」欄は、原則として､次により記載してください。

⑴　次の⑵以外の贈与又は遺贈

イ　既に設立されている法人に対する贈与の場合には、財産の贈与を受けた法人における理事会等の受入決議年月日

ロ　法人を設立するための生前に行われた財産の提供の場合には、その財産の提供によって設立された法人の設立登記の年月日

ハ　既に設立されている法人に対する財産の遺贈の場合又は法人を設立するための遺言による財産提供の場合には、遺言の効力が生じた年月日（相続開始日）

⑵　公益信託の信託財産とするための贈与又は遺贈

イ　公益信託を設定するための生前に行われた信託契約による財産の信託の場合には、その公益信託の認可年月日又はその信託契約の締結年月日のいずれか遅い日

ロ　既に設定されている公益信託の受託者に対する贈与（信託契約による追加信託を含みます。）の場合には、その公益信託の信託行為において信託財産の受入れについて権限を有する者のその財産の受入決定年月日（その財産の受入れに当たり公益信託の変更等の認可が必要な場合は、その受入決定年月日又はその認可年月日のいずれか遅い日）

ハ　公益信託を設定するための遺言による信託の場合には、その公益信託の認可年月日

ニ　既に設定されている公益信託に対する遺贈（遺言による追加信託を含みます。）の場合には、その遺贈をした者の相続開始日（その遺贈による財産の受入れに当たり公益信託の変更等の認可が必要な場合は、その認可年月日）

（注）　上記⑴イ若しくはロ又は⑵イ若しくはロに掲げる日において農地転用許可（届出）がなされていない農地の贈与や生前の財産の提供の場合は、その農地に係る農地転用許可があった日（届出の効力が生じた日）が寄附年月日とされます。

２　「寄附の態様」欄は、次により記入してください。

⑴　次の⑵以外の贈与又は遺贈

法人への寄附の態様に応じて「贈与」、「遺贈」又は「法人を設立するための財産提供」のうち該当する□にレ印を記入してください。また、「法人を設立するための財産提供」の

場合は、「生前処分」又は「遺言」のうち該当する□にもレ印を記入してください。

⑵　公益信託の信託財産とするための贈与又は遺贈

「公益信託の信託財産とするための贈与又は遺贈」の□にレ印を記入してください。この「公益信託の信託財産とするための贈与又は遺贈」には、公益信託を設定するための遺言又は信託契約による信託及び既設の公益信託への贈与又は遺贈（信託契約又は遺言による追加信託を含みます。）が含まれます。

3　「申請者」の欄には、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の全ての者が所定事項を記載してください。なお、この申請書に記載しきれないときは、適宜の用紙に記載して添付してください。

4　「寄附者」及び「申請者」の「住所」欄及び「財産の寄附を受けた公益法人等」の「住所又は所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」というように記載してください。なお、寄附者の納税地と住所が異なる場合は、「寄附者」の「住所（納税地）」欄に納税地を記載し、欄外に住所を記載してください。

5　「国税庁長官の発する国税に関する書類を受領する代表者氏名」欄には、国税通則法第13条第１項の規定により、寄附をした者の相続人及び包括受遺者の中から国税庁長官の発する租税特別措置法第40条第１項後段の規定による承認申請に関する書類を受領する代表者を指定する場合に、その指定する者の氏名を記載してください。

6　この申請書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

《添付書類》

1　寄附をした者と申請者との続柄が明らかとなる戸籍謄本等又は法定相続情報一覧図の写し

2　財産の寄附の態様が次の場合には、遺言書の写し

○　法人を設立するための遺言による財産の提供

○　既に設立されている法人に対する遺贈

○　公益信託を設定するための遺言による財産の信託

○　既に設定されている公益信託の受託者に対する遺贈（遺言による追加信託を含みます。）

第１表－付〔記載要領等〕

《使用区分》

この表は、財産の寄附を受けた公益法人等が公益信託の受託者である場合で、公益信託の受託者が２以上あるときに使用します。

《記載要領》

「財産の寄附を受けた公益信託の受託者」欄には、主宰受託者以外の受託者の住所又は所在地等を記載してください。「住所又は所在地」欄には、「丁目」、「番」及び「号」を省略せずに、「○○市△△区××１丁目２番３号」のように記載してください。

第２表（公益信託用）〔記載要領等〕

《使用区分》

公益法人等に対する寄附が公益信託の信託財産とするためのものである場合に使用します。

《記載要領》

１　「公益信託の認可年月日」欄への記載に当たっては認可通知書を確認してください。

（注）　公益信託に関する法律（令和６年法律第 30 号）附則第４条第１項に規定する旧信託法公益信託が同項に規定する移行認可（以下「移行認可」といいます。）を受けた場合には、その移行認可を受けた年月日を記載してください。

２　「行政庁名及び経由機関名」欄には、所轄の行政庁を記載してください。

３　「公益信託に係る公益事務の内容」欄には、寄附財産を受け入れた公益信託の公益事務の内容を具体的に記載してください。

４　「公益信託が設置運営している施設」欄には、寄附財産を受け入れた公益信託の公益信託事務として設置運営している施設について記載してください。

５　「寄附の目的」欄には、寄附を行った目的、趣旨、寄附までの経緯等について具体的に記載してください。

《添付書類》

１　認可通知書（移行認可を受けた場合は、移行認可通知書）の写し

２　公益信託の受託者の登記事項証明書等（当該受託者が法人である場合）

３　信託行為及び財産の寄附をした日の属する信託事務年度の事業計画書の写し

４　公益信託の公益信託事務として設置運営している施設の運営に関する園則、管理（運営）規程、規則等の写し

５　公益信託の公益信託事務として設置運営している施設の利用に関する説明書、パンフレット等(注)

（注）　公益信託のホームページ等に掲載されている場合には、申請書の余白部分等にその旨を記載の上、書面での提出を省略しても差し支えありません。